

発議第1号

令和3年3月24日

愛西市議会議長 島田 浩 殿

議会運営委員会

委員長 鷺野 聡 明

愛西市議会会議規則の一部改正について

愛西市議会会議規則の一部を改正する規則を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

提案理由

この案を提出するのは、標準市議会会議規則の一部が改正されたことに伴い、女性をはじめ多様な人材の市議会への参画を促進するため、また、請願書への押印の見直しが必要であるからである。

愛西市議会会議規則の一部を改正する規則

愛西市議会会議規則（平成17年愛西市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第89条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第136条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない。」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。